

第八十五回国会 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第四号

昭和五十三年十月十九日(木曜日)

午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 久保 等君

理事 相沢 英之君 理事 池田 行彦君

理事 登坂重次郎君 理事 島本 虎三君

理事 古寺 宏君 理事 中井 洽君

北川 石松君 高村 坂彦君

戸沢 政方君 西田 司君

羽生田 進君 萩原 幸雄君

橋本龍太郎君 福島 讓二君

藤本 孝雄君 馬場 昇君

坂口 力君 瀬野栄次郎君

東中 光雄君 工藤 晃君

出席國務大臣 國務大臣 山田 久就君

出席政府委員 環境庁長官官房 正田 泰央君

環境庁企画調整 局長 上村 一君

環境庁企画調整 局長 上村 一君

環境庁企画調整 局長 上村 一君

委員外の出席者 議 員 池田 行彦君

議 員 福島 讓二君

特別委員会第一 調査室長 綿貫 敏行君

委員の異動 十月十九日 補欠選任

藤本 孝雄君 北川 石松君

竹内 勝彦君 瀬野栄次郎君

同日 補欠選任

補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

北川 石松君 藤本 孝雄君
瀬野栄次郎君 竹内 勝彦君

十月十六日 二酸化窒素の新環境基準撤回等に関する請願

(島本虎三君紹介)(第二四六九号)

同(若垂壽壽男君紹介)(第二四七〇号)

同(久保等君紹介)(第二四七一号)

同(工藤晃君(新自)紹介)(第二四七二号)

同(竹内勝彦君紹介)(第二四七三号)

同(土井たか子君紹介)(第二四七四号)

同(橋崎弥之助君紹介)(第二四七五号)

同(荒木宏君紹介)(第二四七六号)

同(小林政子君紹介)(第二四七七号)

同(柴田睦夫君紹介)(第二四七八号)

同(東中光雄君紹介)(第二四八二号)

同(不破哲三君紹介)(第二四八四号)

同(正森成二君紹介)(第二四八五号)

同(松本善明君紹介)(第二四八六号)

同(三谷秀治君紹介)(第二四八七号)

同日 二酸化窒素の新環境基準撤回等に関する請願

(田邊誠君紹介)(第三二六〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案

(坂田道太君外九名提出、衆法第二号)

公害対策並びに環境保全に関する件(水俣病問

題)

水俣病問題総合調査に関する件

○久保委員長 これより会議を開きます。

○山田國務大臣 昭和五十三年七月三日付環境庁

事務次官より発した通知について、当委員会の各

委員の質問について、次のとおり環境庁の見解を

明らかにします。

一、当通知は、水俣病認定についての不作為の

違法状態は國にも責任があることを痛感し、昭和

四十六年次官通知の原案に立って、認定促進に資

するため通知を出したものであります。

二、当通知は、昭和四十七年三月十日当委員会

公害対策並びに環境保全に関する件について調

査を進めます。

この際、水俣病の認定に関する環境事務次官通

知については、去る十二日及び十三日の両日にわ

たり調査を進めてまいりましたのでありますが、本通

知に関し、その趣旨及び内容につきまして、政府

より明確な見解を求めます。山田環境庁長官。

○山田國務大臣 昭和五十三年七月三日付環境庁

事務次官より発した通知について、当委員会の各

委員の質問について、次のとおり環境庁の見解を

明らかにします。

一、当通知は、水俣病認定についての不作為の

違法状態は國にも責任があることを痛感し、昭和

四十六年次官通知の原案に立って、認定促進に資

するため通知を出したものであります。

二、当通知は、昭和四十七年三月十日当委員会

の質疑の際に、今回の事務次官通知に関する報道

項)の中で「新たな資料を得る見込みがない場

合」は「所要の処分を行う」とあるのは、主治医

のカルテ等、昭和五十三年十月十二日、当委員会

において馬場議員が例示された資料等も検討し、

さらに、生活史、疫学面も重視して万全の検討を

し、法の精神にのっとり処分を行うのは当然であ

ります。

さらに、棄却の処分理由を説明し、患者、家族

の不安を解消するように十分努めるべきことは当

然であります。

五、昭和五十三年六月二十日の閣議了解事項の

第一の認定業務の促進の一項、二項は、チツソへ

の金融支援措置の前提とはなっておりません。

六、水俣病認定については、審査会及び知事等

の意見を聞いて、今後ともさらに改善に努力して

いきたいと思ひます。

なお、十月十二日の本委員会における馬場委員

ただきたいと思ひます。

まず、この法律は、認定促進の不作為違法の状態が国にも責任があることを確認した上で、提案であるかどうか、お答えいただきたい。

○福島議員 馬場委員御承知のように、不作為違法の状態についての混同というものは、現在の水俣病患者に与つての大変大きな不幸の原因になつてゐることは御承知のとおりであります。それにつきまして、国、県は早急に解決するために、その一助となるためにこの法案を提出した次第でありまして、その混同の責任が国にあるということについては、私ども、この委員会においてしばしば環境庁長官もその一端の責任があるという事について御発言になつておると承知いたしてあります。

○馬場(男)委員 抽象的なお答えですけれども、不作為違法状態が国にも責任があるという環境庁長官は先ほど言われたわけですが、その前提に立つて自民党も出しておられるのかどうかということですから、イエスカノーかで結構です。

○福島議員 そのとおりでございます。

○馬場(男)委員 次に、この法律は申請患者切り捨てにならないか、こういう心配があるわけですが、絶対にならないか、こういう心配があるわけがないと私は思ふのですが、提案者がいかにござい

○福島議員 水俣病患者が一人残らず公正に救済されなければならぬということにつきまして、私どもも全く同意見でありまして、この法案が切り捨てにならないものでもありませんし、また、つながらるような運営が決してあつてはならないと確信するものであります。

○馬場(男)委員 次に、この臨時審査会は四十六年次官通知の原典に立つて審査を行うものである、そうあるべきだと思ふのですが、いかがですか。

○福島議員 先ほど次官通達についての環境庁長官の総括的な締めくくりの御答弁がありましたと同様に、まさにその精神に従つて運用するべきだと思ひます。

○馬場(男)委員 次に、認定業務の原則は、地元

の諸施策を拡充強化で行うことが原則であると思ひますが、あとの答弁は要りませんけれども、この原則であることをお認めになりますか。

○福島議員 従来も熊本県が主体となつて認定促進の業務を行うという体制があつたことは、これはまさにそのとおりでありまして、そういう意味合ひにおきまして地元での体制を拡充することにつきましては、今後とも努力をいたさなければならぬと思ふ次第であります。

○馬場(男)委員 私が質問しておりますのは、認定業務というものは、地元熊本あるいは鹿児島、新潟、あるわけですが、そういうところで行うのが原則であると思つておられるかということですか。

○福島議員 お話しのような意味で原則であると思つております。そういう意味で今回の措置法は臨時特例のものと考えております。

○馬場(男)委員 次に、時間がございますので、臨時審査会委員の任命及び審査会の運営について申請患者と信頼感の成立、これが前提であると思ふのです。それについての御見解をお尋ねしたい。

○福島議員 あくまでも患者さん方の信頼を失うようなことがあつてはならない。そういう意味合ひにおける任命なり運営なりが行われることは、私どもも環境庁に期待したいと思ひます。

○馬場(男)委員 期待するのじゃなしに、提案者はどう考えておられるのかということですか。

○福島議員 そのとおり考えております。

○馬場(男)委員 それでは、臨時審査会委員の任命やあるいは運営について、申請患者及び被害者全体から信頼されるように具体的にどのようなことを考えておられるのか、あれば簡単に御答ひいただきたい。

○福島議員 私ども、その精神においては馬場委員御話しのとおり考えておりますが、具体的な任命、運営の問題につきましては、これは環境庁の問題であります。もし必要があれば、環境庁から

お答えをお求めいただきたいと思ひます。

○馬場(男)委員 環境庁から簡単に御答ひいただきたい。

○本田政府委員 委員の任命に当たりましては、円滑な審査が行われるという立場から任命を進めていきたいと存じております。

○馬場(男)委員 私の質問は答弁になつていないものについて患者と信頼関係が行われるように具体的にとらうのかということをお尋ねしております。

○本田政府委員 具体的にはお答えできませんけれども、とにかく精神においては円滑に、いま馬場委員御発言の趣旨を体して任命なり運用をいたしていきたいと存じております。

○馬場(男)委員 念を押しますけれども、信頼が結ばれるような具体的方策をいまは言えないけれども、それをとるといふことですね。

○本田政府委員 そのような精神で臨みたいと思つております。

○馬場(男)委員 臨時審査会の委員は、水俣病に

ついて豊富な経験と高度な学識を持つてゐる人で構成しなければならぬことは当然でございますが、これはこの法律には書いてありません。そういうことで考えておられるのかどうか。

それともう一つは、速やかに構成ができる見通しが立つておられるかどうか、この二点について御答ひいただきたい。

○福島議員 豊富な経験、高度の学識を持つべきことは、これは新法の精神からいきましたも当然のことであり、この臨時措置法におかれてもそのような精神で選定されるものと確信をいたしてお

ります。

○馬場(男)委員 これは環境庁に聞かなければいけないと思ふのですが、速やかにそのような人で構成される見通しを持っておられるのかどうか。

でございますが、そういうことは検討しておるのだというようにご理解しておきたいと思っておりますが、よろしくご意見を伺います。

○福島議員 結構でございます。

○馬場(昇)委員 それでは次に、臨時審査会は形式的にも実質的にも県の審査会の上級機関的な審査会であつてはならないと思つておりますが、これについて提案者の御見解を聞いておきたいと思つております。

○福島議員 御意見のように、私も上級審とは考えておりません。県の設置される審議会とあつても並列的なものであると考えておる次第であります。

○馬場(昇)委員 この法律は、チソ支援のための県債発行の前提ではないと思つております。環境庁長官もそのことをはっきり答弁しておられるわけですが、県の事情等については知っておられますけれども、論理的にだけ、前提であるかないかということについてお答えいただきたいと思つております。

○福島議員 この法案は、県債発行の問題の有無にかかわらず、私はそのこととして必要だと考えております。そういう意味合いにおきまして、県債の発行の前提でない、論理的にはないということについては、私も同意であります。

○馬場(昇)委員 次に、チソ支援の県債発行の問題について、閣議了解事項があつておるわけですが、その閣議了解事項を決めます前に、関係閣僚懇談会とかあるいはその他のところでいろいろ議論があつたわけですが、その経緯の中で、県債を出すのだったら県債の審査をいまよりも厳しくすべきじゃないかと、あるいは伝えられるところによりまして、にせ患者がある、こういうような意見があつたとか、あるいはさらに、県債を発行することであるならば、将来、いま患者とチソが結んでおります補償協定によりまして、その補償金、こういうものを切り下げなければいけないのじゃないか、こういうような発言が多く出たおつたとい

うことが報道されております。そしてまた、個々に私どももそういう意見を聞いたことがあるわけですが、このようなことはあつてはならないと私どもは考えておるわけですが、これについて提案者、自民党の特別立法法でございますので、自民党は言つたようなことについてどう考えておられるのか、お尋ねしておきたいと思つております。

○福島議員 私は、そのような報道が具体的にどういう形であつたかは詳細には承知いたしておりません。私は、県議会とかあるいは水俣市議会とか、そういう公式の場における議論として、いまのようなお話をあつたということは、真実にして承知をいたしておりません。ただ、いろいろな意見をもちのちはたくさんおられるわけでありまして、そういう個々人の資格においていかなる場所においてどういふ発言があつたということまで、完全に承知しておるものではありません。ただ、私がいま言えますのは、県債を発行する、したがって認定を厳しくするというようなことであつてはならないということも私も全く同意でありまして、あくまでも認定という業務は水俣病にかつた方の公正なる救済ということを念頭に置いてなされるべきであるということも、私も全く同意でございます。

補償協定の問題につきましては、これはチソと患者さん方との協定の問題でありますので、いま私が意見を申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

○馬場(昇)委員 これは念を押して聞いておきたいわけですが、いま大体御答弁があつたわけですが、この法律が出ると、さつき言つたように、県債を出す、国とか地方公共団体が結局補償金支払いのために借金をして、そしてチソに貸す、チソはそれを返還する、こういうことですから、だから厳しくしなければいけません、だからこんな補償協定は高過ぎるとか、こういうような意見が出たことを聞いておるわけですが、いまいろいろありましたので大体わか

つたのですけれども、自民党としてはそういうことは考えていない、また、考えていなければならぬものがないわけですから、自民党として考へておられるのか、おられていないのかということをはつきりお聞きしておきたいと思つております。

○福島議員 県債を発行するという関連において認定業務を厳しく運営するというようなことについては、一切考えておりません。

○馬場(昇)委員 補償金が高過ぎるとか、あるいは公平を欠くとかというように補償金を切り下げなければならぬ、これは患者とチソの関係で補償協定があるわけですが、そういう問題については関係ないから答弁しないということですが、やはりこれは患者さんとチソがいろいろな懇談の上で結んだわけですが、それで、それでは、自民党としてはこれを尊重しなければならぬという考え方を持っておられるかどうかということをお聞きしたい。

○福島議員 自民党としてということでの答弁でありまして、私も本問題について正式に党議に諮つたわけでもありませんので、どういふお答えをしていいかわかりかねますが、私個人としては、いまお話しのように、会社と患者さんとの間にける従来の補償協定は十分に尊重されるべきである、また、それがために県債発行というように特殊、異例の措置が講ぜられたものと理解をいたしております。

○馬場(昇)委員 関連をしたような質問ですけれども、いまチソと労働者がいろいろな協定、協約を結んでおります。そのことが、たとえば県債発行だとかこういう特別立法をつくるか、こういう中でいささか被害があつてはならないといううぐあいに私は考へるので、その点についてどうお考へになつておるかということをお聞きしたいと思います。

○福島議員 私ども地元の選出の国会議員として、チソに従事される方々のお気持ちというものが十分に承知をいたしております。いまのような

チソが非常に経営的に苦境の中にありながら、やはり患者さんの救済ということをあくまで一つの大きな課題として会社が担つておる、その現状を十分に理解しながらチソの従業員の方々が皆々として仕事に励んでおられる、大変敬意を払いたいと思つております。

そういう意味で、チソとチソの従業員の間の関係におきましては、従来緊密な信頼関係のもとに運営されておると思つておる、これは恐らく、両当事者間の問題でありまして、これらも、御懸念のないような形において今後とも運営されるであらうと私なりに推察するところであります。

○馬場(昇)委員 たくさん質問あるので、すけれども、実は持ち時間がありましたので、最後に、環境庁の長官おられますね、長官にこの法律についてお聞きしたいと思つておるのですが、この法律について、いまここで審議をしておるわけでございますけれども、環境庁長官もすでにお聞きかと思つておられる、この委員会の理事會において何十時間となるかどうか知りませんが、計算しておりませんけれども、物すごい、数日間におたりまして理事會で議論をいたしたところでございます、その点については長官もお聞きになつておるのではないかと、思うので、さらに、きょうわれわれは修正案を出したい、さらには附帯決議を出したい、こういう予定でおるわけですが、長官にお聞きしたいのは、私どもの理事會の中における議論をしてきよう出す修正案、通るかどうかわかりませんが、これも、さらに附帯決議、これが通りました場合には、当委員会の意思を忠実に守りそれを必ず実行するという決意でおられるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○山田国務大臣 水俣病問題はわれわれの最も大きな関心事でございます。この件について連日理事會において非常な御尽力、御心配、われわれはこの努力を非常に多としておるものでございませぬ。皆様方のいろんな打ち合わせ、結果生まれ出たものがあらわれれば、十分その精神を

体しましてひとつ趣旨に沿うよう尽力いたしてまいる所存であります。

○馬場(昇)委員 精神を休ましてというのではなしに、具体的に、この委員会では具体的事実として幾らかのことがいまから行われるわけですし、結論が出るわけです。その具体的な出てきた事実については忠実に守るか守らないか、あなたは精神と言つて逃げられましたけれども、この委員会の決議その他については忠実に守るかどうかということをお願いしているのです。一言、抽象的精神じやなしに、この委員会の決議には、忠実に守るかということについて念を押ししておきたいと思ひます。

○山田国務大臣 いままでその決議もできておりませんが、したがって、そのできた曉について私の御意見をひとつ表明させていただきますと思ひます。

○馬場(昇)委員 忠実に守るかということをお願いしているのです。

○山田国務大臣 いろいろ決議等ができ上がりまして、その決議にのつとつて十分努力する覚悟でございます。

○馬場(昇)委員 努力じやなしに、守りますかと聞いているのです。守りますかと聞いているのです。

○山田国務大臣 決議にのつとつて処置したいと考えております。

○馬場(昇)委員 もう質問の時間が来ましたが、最後に強く、提案者にも法の運営についていろいろ責任もあるわけですし、さらにこれを実行する環境庁長官におきましては、本当に一人でも患者の切り捨てにならないように、そして運営に当たっては患者と信頼関係を回復するように、そしてまた、もろもろの施策について、今後はさらに心を新たにして水俣病の施策に全力を挙げて本気で取り組んでいただきたいということを心から申し上げまして、私の質問を終わります。

○久保委員長 次に、瀬野次郎君。

○瀬野委員 水俣病の認定業務の促進に關する臨時措置法案について、提案者並びに環境庁長官、政府当局に質問いたします。

この臨時措置法案については、熊本県側として一歩前進として、いろいろ意見があるわけでございますけれども、たとえば県債発行の問題等ございませぬ。しかし、議員立法の成立を強く要請しておられるところでございます。そういったことでは、私は、去る十月十三日、環境庁長官に対して、私個人にわたつていろいろと質問をしまして、政府の見解をただしてまいつたところでございませぬが、いよいよ本日は本法の採決を目前にして、最終的に若干の質問をいたしたい、かように思ひます。

まず、提案者にお聞きする前に環境庁長官にお伺いいたしますけれども、今回の議員立法に対して、政府は、水俣病の発生及び認定のおくれにどうして責任を感じておられるか。議員立法を待つまでもなく、政府として提案をすべきではなかつたかということをお伺いしたい、今後のためにも私にいただかなければならぬし、今後のためにも私は、環境庁長官のおくれに対する責任を再度ひとつお伺いしておきたい、かように思ひます。

○山田国務大臣 環境庁の立場につきましては、冒頭から申し上げたとおりであります。この違法状態については国にも責任があるということを感じて、ひとつこのものに対しては全力で対応していきたい。たまたまいろいろ覚悟の御努力、これに対して、われわれとしてもこれに協力しながらひとつ万全の措置を講ずることに尽力したい、そういう決意と態度で臨んでおる次第でございます。

○瀬野委員 提案者にお伺いします。

まず第一点は、この臨時措置法案は五年間の期限立法でありますけれども、五年間で十分かどうか、五年間で処理し切れない場合はさらに延長等を考へておられるのか、その点どうですか。

○福島議員 この特例、一応五年間といたしまして、しかも、旧法適用者ということに該当いたしまして特に問題の多い熊本における滞留者についてできるだけ早い機会に救済をし、不作為違法の

状態をなくしていくというのが趣旨でございます。そういう意味合いにおきまして、今日この段階で申し上げられることは、全力を挙げてこの制度に患者さん方も御理解をいただき、乗つてきていただいて、そしてこの五年の私の考える期間にこの問題が解消することを望みたいと思つた次第であります。万が一その五年終了直前にどういう状態になるか、その辺は改めてその状態を判断し、また、当委員会において皆様方に御議論をいただきたいと思つておる次第であります。

○瀬野委員 臨時措置法案の対象者を旧申請者に限定したわけでありませぬけれども、これも患者に對してわかりやすく、なぜ旧申請者に限定したのか、その理由を明らかにしていただきたい。

○福島議員 旧法による申請者というのは、大ざっぱに言つて大体的にも古いということが考へられるわけでありませぬ。いわば不作為違法状態に置かれておる年限が非常に長い方々、その方々をまず救済をしていこう、旧法該当事者を救済していけば自動的にその後には縮くべき新法該当事者についての間接的な意味での救済になるというふうに考へております。

同時に、熊本県、新潟県、鹿児島県が該当する三県でありますけれども、新潟県、鹿児島県につきましては御承知のように旧法関係者はおおむね救済されておると、いささか言い過ぎであります。そのテンポは大変早く処理をされております。そういう意味で、まず大変問題になっておる熊本の患者さん方を優先的に救済していくということのために精力を旧法該当事者という形でしほつていった方が問題が適確、迅速に処理されるといふことを考へまして旧法該当事者に限つたわけでございます。

○瀬野委員 水俣病患者の申請は、御存じのように、毎月たくさんの方が現在申請をなさつております。将来は一人を越すのではないかとこのとまで言われております。

そこで、重ねてお伺いしておきますけれども、新法に基づく認定審査は現在の検診、審査体制で行き詰まることは明らかであります。この辺が私たちが大変心配いたしておりますが、停滞、行き詰まりの現状を将来どのような計画でどのように打開するのか、五年間経過して現在以上に停滞した場合はどういうふうに考へて提案なさつたのか、その点も明らかにしていただきたい。

○福島議員 先ほどの御質問に対して御答弁いたしましたように、今回旧法に限りましては、旧法に該当される方だけがこの法律の利益を受けるわけではありませぬ。新法に該当する方々も自動的に早く救済を得る機会が与えられるという意味合いにおきまして今回の臨時措置法案は大きな役目を果たすものと思つた次第であります。

ただ、現状だけで将来にわたつて十分かどうかにつきましては、私どももまだ完全に十分とは決して思つておりませぬ。今後とも県の認定審査会あるいは検診に当たられるお医者さん方の充実強化のために、環境庁としても十分な施策をとつていただくことを私どもとしても期待いたしておる次第であります。

○瀬野委員 臨時審査会は、水俣病患者が一人でも見落とされることのないように、全部が正しく救われるような精神にのつとつて審査されなければならぬ、かように思つたわけでありませぬ。臨時審査会委員の任命に当たつては、患者の信頼を得るよう十分配慮すべきであります、その点はどういうふうにお考へですか。

○福島議員 この審査会委員の任命に当たりましても、新法において考へておりますように、豊富なる経験と高度の学識を有する、そして当然に地元住民、患者さん方の信頼を得られるような適正な委員の任命が環境庁において行われるものと確信いたしております。

○瀬野委員 なお、臨時審査会は、市の認定審査会と並列的なものでなければならぬ、かように思つたわけでありませぬ。したがつて、そのような考へ方で本法提案をなさつておるか、その点も明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○福島議員 そのとおり並列的なものと思つてお

ります。

○瀬野委員 環境庁長官が認定を棄却した場合、当然申請者は行政不服審査請求をすることになるわけであり。この点が数日來大衆論議の的になって、昨晩も十二時まで検討が続けられたわけであり、棄却した本人がまた審査することになるわけですが、行政不服審査請求をする意味がなくなるといことが論議の的となつたわけ。これに対してはわれわれもいろいろ修正を考え、提案をする考えでいま検討してきたわけですが、この点について提案者としてはどういふふうに考えておられるか、これもひとつ明らかに見解を述べていただきたい。

○福島議員 従來の行政不服に対する国民の権利の救済については、上級庁があるときには上級庁に対して審査請求する、上級庁がないときには処分庁に対する異議申立てというこの基本原則を、私もいまにわかにこの臨時特例法で崩すわけにはまいらない、そういう意味でこの大原則は崩さない、したがって、今回は、県に第一処分が参らずに環境庁長官に第一義的に参りますので、そういう意味で処分庁に対する異議申立ての道はあくまでも残されている。そしてこの異議申立てについては環境庁長官、いわば第一審を裁決した同じ環境庁長官がなされるわけであり、すけれども、これは環境庁長官の処分についてあくまでも問題があるという反省を求め、意味での異議申立てであり、環境庁長官はその異議申立ての裁決に当たっては、当然、行政不服審査法の二十七条の規定による適切な関係者の意見などを聞いて、同じ環境庁長官ではありませんけれども、いわば別の立場、別の人格において適切な判断がなされるだろうと考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、この辺について大変大きな問題がこの数日間、理事会、理事懇談会において展開されておつたことは御承知のとおりであり、その議論を踏まえた上で適切な修正が御提示あるのであれば、私どもとしても十分に検討し、また受け入れさせていただきます。

たいと考えております。

○瀬野委員 この件については、数日間いろいろ論議をしたところでございますので、われわれも修正をすべくいろいろ検討いたしておりますので、後ほどいろいろ諮りたい、かように思っております。

そこで、提案者に対する質問は一応終わりました、環境庁長官並びに環境庁にさらに伺いしておきます。

まず、環境庁にお伺いしますけれども、臨時水俣病認定審査会のメンバーは「十人以上」とありますけれども、メンバーは何人になるのか、また、人選はほぼ内定しているのか、その点をひとつ明らかにしてください。

○本田政府委員 「十人以上」となっておりますので、その線でお伺いしたいと存じております。

○瀬野委員 環境庁は、先日来、この人選については、事務的にはという前置きはありましたが、十名、十名くらいの人選はできるとい確信ある答弁を聞いていますので、その点、確認の意味でも、はつきり具体的に見解を述べていただきたいと思つて。

○本田政府委員 おっしゃっていただいたわけでございますけれども、申し上げましたように、人選についてはまだ全くやっております。この法案の通りしました後にできるだけ各先生方にお伺いしたい、かように思っております。

○瀬野委員 その人選の自信があるわけですか。

○本田政府委員 できるだけ早急にお伺いするということ以外、いまなかなか一事実そのとおりでございますので、とにかく十名の先生方に御理解いただいてこの審査会が成立するようにできるだけ早くいたしたい、そういう努力をいたしたいと存じております。

○瀬野委員 環境庁長官にお伺いしますが、国及び地方公共団体は、水俣病の検査業務に従事する常駐医の拡充強化等、認定業務促進をぜひ図れたいと思つております。

いうことで強い要請が出ておりますけれども、長官もお聞きのように、今回、臨時措置法が議員立法として出るわけですが、これに対しては十分対処すべく用意があるか、また、そういうふうにも十分考えておられると思うが、あなたの見解を伺つておきたい。

○山田国務大臣 人員の確保という問題は、これは非常に重要な問題であります。したがって、われわれもいままでに非常に努力もしてきております。今後においてもこの点については特に努力をしてやうていきたい、そういうつもりでおります。

○瀬野委員 いずれにしても、臨時措置法が成立しても、水俣病患者のいわゆる申請者がたくさん滞留しておるわけでございます。何と云っても、水俣の検査センターの医師の拡充と水俣病に対する検査を進めなければ、これまた問題にならない、進まないと思つております。この点について、一番基本的になる問題でございますので、こういった問題については徹底的にひとつ皆さん方も検討を進められて、ここまで問題になってきた本件でございまして、十分対処するように重ねて強い要請をいたしておきたい、かように思つております。

さらに伺いますが、水俣病の認定業務について、各県、市認定審査会、当該地方公共団体の長、患者代表の意見というものを十分に聴取し、今後とも一層改善を図っていただきたいということは、これは従来も今後変わらない問題でございまして、これらについて十分心にとどめ、また環境庁長官としては対処する、こういうふうな決意を持っておられると思うのだが、この点もこの機会に明らかにしていただきたいと思つて。

○山田国務大臣 そのとおりでございます。

○瀬野委員 環境庁長官にお伺いします。

昭和五十三年七月三日付環境庁の事務次官通知、すなわち「水俣病の認定に係る業務の促進について」のうち、4の「処分にあつて留意すべき事項」(2)の「所要の処分を行うこと」の対象となるものに対しては、法の救済精神を尊重し、単なる患者の切り捨てにならないよう今後とも配慮の手段を見出すべく十分対処していただきたい、かように考えるわけですが、この点についても長官の御見解を承つておきたい。

○山田国務大臣 御趣旨のとおりでございます。

○瀬野委員 環境庁が、四十六年次官通知と五十二年次官通知の内容について何ら異なるものでない、こういうふうに見解を述べておられたわけですが、この点についても私は確認をしておきたいという意味でいろいろ伺いたしたいわけですが、

次官通知の内容、表現によつて、実際審査するのは現場の審査員であり、審査会でございます。水俣病であるかどうか、微妙な問題であるだけに、表現上の微妙な変化も実際の認定に大きな影響を及ぼすものでございます。そういう意味で、まず有機水銀の影射について、これを全身病ととらえている学者もいますが、現在の段階でどの程度のことがわかつておるか、また、有機水銀の影射及び治療法について、どの機関がどのくらいの予算を使つてやっておるか、この点もひとつ明らかにしてお答えいただきたいと思つて。

○本田政府委員 水俣病像と申しますか、水俣病の病像につきましては、去年の七月の一日付で環境保健部長通知をもちまして「後天性水俣病の判断条件について」というところの記の1で示しておりますように、「水俣病は、魚介類に蓄積された有機水銀を経口摂取することにより起る神経系疾患であつて、次のような症状を呈する」ということであつて、感覚障害、あるいは運動失調等が列記されております。現在、水俣病に關しますところのいろいろな研究者、学者、それから治療に当たる方々の意見を集約したものと解しております。現在における水俣病のいわば定義と云つてよろしかろうかと思つております。

それから治療の機関でございますが、これは水俣病だけを治療するという機関はございません。

れども、それをもつばら行っておりますのに、たとえば現地にいきますところの市立病院、それから医師会の各医療機関、そういったところで行われているのが現状でございます。

なお、治療法の開発につきましては、神経系の疾患でございますので、これもなかなかむずかしいゅうはございますけれども、私は、やはりこれが最も大事な研究事項だろうと思ひます。そういったことにつきまして、十月一日発足いたしました水俣病研究センターを中心に、こういう治療法の開発ということに努めさせていきたい、かように存じております。

○瀬野委員 去る十月十三日の私の質問に対して、ちょっと私、確認をする意味で若干お聞きするわけでございますが、もう一点は、認定申請者の症状のうち、他の原因ですべて説明される場合には水俣病に含まれないとされてはいますが、申請者が有機水銀の暴露歴が確かに認められる場合、たとえば高血圧、肝、腎の障害などがあつた場合、それらの症状が有機水銀の影響でないといふ医学的に証明できるかどうか。現段階ではできない、こういうように言われているやにわれわれは認識しておりますけれども、その点、もう一度さらに明らかにしていただきたいと思ひます。

○本田政府委員 先ほど申し上げました、去年の「後天性水俣病の判断条件について」というところで、水俣病の一般的に示し得るいろいろな症状、たとえば知覚障害、運動失調その他のいろいろな症状が列記されております。それから患者一人一人によって症状が違つて存じます。その組み合わせと、それから有機水銀に暴露したその暴露歴、そういったものの組み合わせによって水俣病が判断されております。

○瀬野委員 そうすると、私は、医学的に証明できない場合は、有機水銀の影響でもあるわけですから、こうした場合も考慮して、それらも含めるようにすべきだ、かように思ふのですが、私のこの理解はどうなんでしょうか。去る十三日の質問についても、ちょっと私、十分理解できなかつたので

すけれども、この点、どういう理解でよろしいですか、さらにお答えください。

○本田政府委員 医学的に水俣病の示しますいろいろな症状、その一つ一つを、たとえば手のしびれとか歩行障害とか、求心性の視野狭窄、その一つ一つをとってみますと、すべて非特異疾患と申しまして、ほかのいろいろな病気で来れる症状です。したがつて、水俣病というのは単独に来ることはございませんで、それらの症状の組み合わせでございます。しかし、それらの症状の組み合わせも、あるいは他の、たとえば脳腫瘍とか脳溢血とかその他の疾病によつてくることもあるわけでございます。

そこで、水俣病の認定に当たりましては、その申請の患者の有機水銀に對します暴露歴というところの組み合わせにおいて判断していくべきだということであるわけでございます。そういったことを去年の「後天性水俣病の判断条件」に示されているわけでございます。

○瀬野委員 あえてお伺いしますが、そういった判断条件の見直しについては、どのような場合にどう対処するということの方針といひますか、そういったものはどうお考えでございますか。

○本田政府委員 昭和五十年に水俣病の検討会でございますが設置されて、各県の審査会のメンバーを中心にして、水俣病の病像といふものをできるだけ明らかにしようということから、二年間にわたる詰めが行われたわけでございます。その結果が判断条件でございますけれども、そういった努力は今後もしていく必要があると思ひます。しかしながら、現状におきましては、少なくともこの「後天性水俣病の判断条件」のつとむということにおいて、各医学者あるいは水俣病に関係のある先生方の合意を得ているものと解しております。

○瀬野委員 以上、臨時措置法に対する提案者の見解を求めると同時に、水俣病問題に對して環境庁長官並びに政府当局に、去る十月十三日の私の質問に對する補足的な問題等あわせてお伺いいた

したわけでございます。

いづれにしても、いよいよ本日、長い間地元は大変心配しておりました問題が一步前進という形で臨時措置法が目の目を見るところになるわけでございますが、県側も県費等を含め大変な心配をし、対策を苦慮しているところでございませぬ。数日来、精力的な検討が進められてきたわけですけれども、本法提案に對しては、われわれとしても修正案を検討し、後ほど修正を含めて採決をするという方向でいま進めております。なお、附帯決議等についても付することにいたしてありますが、いづれにしても、二十二年間にわたり、また国が認定してから十年間、また今後ふえつつあるこの水俣病患者に對して、本法の成立だけでは解決するものではありません。あくまでも、患者の信頼と、また医師行政に對する信頼がなくてはなりませんし、そしてまた、審査は一人も漏れなく、公正、迅速に水俣病患者の救済をしていただくということが肝要でございます。このためには、先ほど言いましたように、医師の確保といったものが大變根本的な問題でありますので、そういったことに十分対処されて、これを契機に、今後、水俣病患者の救済に全面的に、また金力的にひとつ政府は努力されることを強く要請いたしまして、私の質問を終わります。

○久保委員長 次に、東中光雄君。
○東中委員 最初に、環境庁長官にお伺いします。水俣病の認定業務の促進、これは、いま非常にやらなければいけない重大な問題になっておる。とりわけ一昨年の、行政の怠慢が不作為違法と裁判所が判断するぐらいまで、要するに違法状態に置いておるといふ状態にまでなつておるわけですから、切り捨てにならない認定業務の促進ということ、環境庁としては最大の課題だと思つておりますが、それについては環境庁が、あるいは政府が法案を提案しないで、自民党の提案に任せておるといふのはなぜですか。政府が提案しなかつた理由をお聞きしたい。

○山田國務大臣 認定促進ということをわれわれ

非常に大きな関心を持つておることは、累次御説明のとおりであります。一人でも認定を得べき者が認定されるように、そのためにこの法案が考えられていられるわけでございますが、無論この趣旨そのものは政府として提案をすべき筋合いのものだと考えております。しかしながら、これを現下の事情において早く実現するという手段としては、覚悟の提出という形で処理されるのが諸般の状況上、より適確、迅速であるという趣旨にのつて、その方法、行き方をわれわれとしても支持してまいつておる、こういう状態でございます。

○東中委員 裁判所から違法状態だと責任を指摘されて、そして、それを解決するための適切な立法措置が必要ならば、政府がやるのが当然じゃないですか。政府はそれでは責任を果たしてやらぬことになるじゃないですか。しかも、それは一昨年なんですから。そういう点では、いま長官が言われたのは、政府として責任を果たさうという姿勢に立っていないということの表明でしかないというふうには私に思つております。

それで、この認定業務の促進については切り捨て促進になつたらいかぬのだ、これが大命題であります。そこで、今度のこの法案は自民党提案でありますけれども、この間問題になつておりますいわゆる新次官通知とのセットになつて出されてきておる、私たちはそう考えますし、地元の人たちもそう考えています。

そこで、本日の委員会の冒頭に長官が環境庁の見解をまとめて言われましたけれども、あれは新次官通知が切り捨て通知だということの批判には全然答えておられない。あそこで説明されたのは、たとえば私たちは、昭和四十六年八月七日の次官通知、これが本場に患者が一人も認定の誤りで切り捨てられるというふうなことになるまいよ、うにするという大原則だと思つたわけですが、その大原則から今度の次官通知はずつとまげられておる。そして、現実には切り捨て、保留がほとんどふえてきておる。事実上は切り捨てられているのですから、それについての批判が言論関係からも出され

たし、そうしたら、それは言論関係の誤解だとい
うような、この前、全く独善的な発言をされたわ
けでありますけれども、私たちは誤解でも何でも
ない、そう言っておるわけでありまして、この見
解によりまして、たとえば新通知について言えば、
四十六年九月二十九日の次官通知その他の三つの
通知は完全に含まれているものでありますと書い
てあるのです。含まれておるけれども、完全に一
致しておるとは言っていないのです。含まれてお
るけれども、そこにはほかのものがついているとい
ことを言っているのです。そのほかのものがつ
いているというのは、先ほど出ました四項の(四)
すかもそうでありまして、内容的にもそうだとわ
れわれは考えている。このことについては、熊本
県の県議会から正式に出された意見書で「環境事
務次官通知を廃せられたが、申請者に不安を与え
ており、本件の認定業務の推進に支障を来すおそ
れがある。」と断定的にこう言っていますよ。しか
し、それについては誤解を解いてもらったらいい
のだという趣旨のことしか言われていない。これ
では切り捨て方針でそのまま進めていくというこ
とになるじゃありませんか。私たちはそういう点
で、あの新次官通知でやられておる切り捨て方針
というのに対して、これはもとへ戻す——四十
六年のあの通知が出されたときに、確かに進みま
した。しかし、その後ほとんど後退してきてお
る。だから、そこへ戻しなさいということをお
言っているわけですが、そういうふうにする考え
はあるかどうかお伺いしたいと思います。

○山田国務大臣 環境庁の見解は、先ほど私の見
解で申し上げたとおりでございます。一人でも
認定されるべき者が認定されないというようなこ
とがあつてはならない、そういう趣旨でやってい
くということ、繰り返し申し上げたとおりでござ
います。

○東中委員 新次官通知について変更する意思は
ない、不安を持っておる、そして支障を来すおそれ
があると当該県議会が言っておるものについて、
それはそのままののだという姿勢でありま

す。これはなほ遺憾だと言わなければなりません。
そういう態度は改めらるべきだということ
を強くここで要請をしておきたい。

と同時に、この滞留という問題については、環
境庁の次官の回答によりまして、「認定申請から
検診、審査までの滞留期間が長期化し、保留扱い
となる事例が増加している実情にある。」これがぐ
あいが悪いんだ、これを解決するのにならざるか
ということに昨年の回答はなっているわけですが、
したがって、認定業務の促進ということになれば
ば、これをなくしていくということではなればい
かぬわけですが、それでは検診体制は一体どうな
か。昨年に出されたままで一向に進んでいない。
検診体制の強化と言葉だけで言っているけれど
も、一つも強化されていない。昨年のままじゃあ
りませんか。滞留はほとんどふえてくるじゃない
ですか。だからこの点について、いま、名前は認
定業務の促進という法律が出ていますけれども、
本場にそれをやろうと思つたら、まずそこが第一
関門なんだということ、環境庁は去年言うておる
のですから、それについて促進の体制、措置とい
うものをとつておられるかどうか、まずそのこと
をお聞きしたい。

○本田政府委員 検診体制の強化につきまして
は、先生も御存じのとおり、百五十人検診、そし
て月に百二十人の審査をするという体制を去年熊
本県において打ち出してもらつたわけでございます。
これは、中には再検査が必要であるという者
もあり得るので百五十人検診になっているわけで
す。御指摘のように、もちろんこの検診体制を強
化するということが認定促進の最も重要なことだ
と思つています。と同時に、やはり審査をする能力と
いうものも必要でございます。検診体制の強化に
つきましては、検診センターというのが水俣市に
県立でございますが、そこにおけるところの何よ
りも大事なことは、専任の検診医の確保だと存じ
ます。そういったことにつきまして、いろいろな
機関に、たとえば国立病院等に、県も私もも専
任の医師を設けてもらう、派遣してもらおうとい

ことについて努力をいたしております。現在の検
診の実態を申し上げますと、土曜、日曜に検診を
やる、そのほかの日は予診に当てているという状
況でございますので、できるだけ検診の数がふえ
ますように、そういった専任の医師の確保を図る
ことによりまして進めていきたい、かように存じ
ております。

○東中委員 熊本の場合の検診は、専任医師はた
だ一人じゃありませんか。あとは熊本の先生とい
ふに限っているじゃないですか。だから土曜
と日曜しかできないということになっていないじゃ
ないですか。だから百五十人しかできないんじや
ないですか。同じ水俣病について、たとえば鹿
島の場合は、水俣について豊富な経験を持ち、そ
してまた高度の知識を持っている開業医が検診医
になつていないでしょうか。同時に審査委員にもな
つていないでしょうか。同時に審査委員にもな
つていないでしょうか。熊本はそういう体制をとら
ない。そして、熊本はそういう体制をとらない。そ
して、熊本はそういう体制をとらない。そして、
熊本はそういう体制をとらない。そして、熊本は
そういう体制をとらない。そして、熊本は

○本田政府委員 実はそのような気がしますが、一挙に
三百人にいかになくとも百五十人をふやすべく、そ
ういう心構えは持つております。熊本県ともおい
おいと相談をいたしておりますけれども、できる
ならばふやしていきたいと存じております。しか
しながら、御指摘のように医師の確保の問題それ
からまた検診施設の問題、そういった問題もござ
います。しかしながら、現状においても、より数
をふやす、医師の確保ができれば、また、専任の
確保ができなくともパートの確保ができればふえ
ていくと存じます。御指摘のような、決して百五
十人でこれをやめていくということじゃなしに、
これをふやす方向で心構えはいたしております。
ただ、そういう客観的な事情がいろいろございま
すので、努力をいたしているという現状でござい

ます。

○東中委員 昨年の七月一日に、百五十人を目標
としてということ、そういう体制を組んだが、そ
こから先は、それじゃ三百人を目標にしてこれか
ら努力しますというふうな目標を立ててやる気が
ないのか。ただ一般的に、抽象的に努力しますと
言うだけでは、百五十人体制から一つも変わつて
ないじゃないですか。鹿島局ではやろうと思つた
らやっているので、なぜ熊本ではやろうと思つた
らやらないのか。やる気があつたらできることす
よ。開業医だつておるのですから、診察する人が
たくさんいるのですから。それをそういう気持ち
にならぬというの、本場に促進という立場に
立つていないということを言っているんです。そ
の点がまず第一点。

時間があるから次に進みますけれども、
まず、そういう点についての目標を新たに設定を
して、そういう方向に向かって進んでいくという
こと、そういう方向をとるかどうかがね。長
官どうですか。

○山田国務大臣 その方向は地元の熊本ともよく
相談して、なお一層の努力はいたしたいと思います。
す。

○東中委員 熊本と相談するんじやなくて、相談
するに際して環境庁としてはどういう姿勢で行く
のかということ、聞いておるときに、向こうと相
談しなければ環境庁の姿勢が決まらぬのですか。
それだつたら業務促進という姿勢に立つておらぬ
じゃないか、こう言っているのですから、はつき
りしてください。

○山田国務大臣 基本的な点については繰り返し
申し上げているとおりでございます。われわれ
は、そのことについて全面的に努力してまいると
いうことは繰り返し申し上げております。ただ、
具体的にどういふ点に問題があるかということ
は、あなたが一番よく御存じだろつと思つていま
す。

○東中委員 あなた何を言っているんですか。そ
れは答弁にならぬですよ。去年は百五十人を目標
にということ、体制を組んだ、しかし滞留はふえ

てきておる、だからその目標をさらに上げてやっ
ていくことを具体的に進めまますかと聞いてい
るのに、あなたのいまの答弁は何にもないじゃ
ないですか。結局、やる気がないというふう
に言わざるを得ないですよ。これに対して患者の皆
さんが非常に怒りをぶちまけているのですから、こ
の点をはつきり申し上げておきます。その姿勢を
改めるべきだということでありませぬ。

時間がなから次へいきますが、次は審査であ
ります。これも百二十人体制になっている。今度
の法案の審議の過程でも出てまいりましたけれど
も、「十人以上」というふうになっているのを二
十人以上あるいは三十人以上にふやして、審査体
制を強化して審査を進めるといふ方法をなせとら
ないのですか。環境庁は審査を進めていこうと言
っているのです。滞留がふえるのだから百二
十人じゃだめなんだと、そうしたらそれをふやす
ための法改正をやったらいじやないですか。な
ぜそれをやらないのですか。環境庁はどうです
か。

○本田政府委員 審査に当たる委員といひますの
は、高度の学識と豊富な経験を有している人たち
に限られると思ひます。そういった方々によつて
この水俣病に関する審査を慎重に進めていただか
なくては行けないわけでありませぬ。熊本県におか
れまして、従来、不作為の違法判決以来、この
認定促進についていろいろと検討されておしま
す。しかしながらその現状は――御指摘は二班制
と申しますか、二つ三つ置いたらどうだという御
指摘だと存じますけれども、現地においては確保
できないという事情があるわけでありませぬ。水
俣病のそういった学識経験を有する方々というの
は、県段階においては非常に限られていて、この
のが現状でございます。審査会をふやせばそれだ
けふえるのは御指摘のとおりでございますけれど
も、そういったメンバーの編成ということにおい
て現地で苦慮いたしているというのが現状だと存
じます。

せんよ。あなた方が去年の七月一日に熊本県知事
あてに次官回答として出しているものによると、
「水俣病に関する専門家が主として現地に集中し
ていること等の実態を考慮」したら、国へ持っ
てくるんじゃないで地元でやらなければいかぬの
だ、こう言っているんじゃないですか。しかも、「認
定申請者の大半が県内在住者であること」これも
言っているじゃないですか。これはいづれも事実
であります。去年はそうだったけれども、ことし
は変わるというふうなものじゃないでしょう。そ
して、「住民と身近な立場にある地方公共団体の
長」が行うのが妥当なんだ、こう言っているでし
ょう。この三つの原則を文書にして発表した環境
庁が、今度どういふ、それとは全く別な、現地か
ら離れてはつと中央へ持ってくるというふうなこ
とはやらない、適当でないと言っておったことが
自民党案として出てきたら、それに対して協力を
する。実際にやれることをやらないで、やること
は適当でないと言ったことをやり出してきたらそ
れに賛成する、これは原則の大転換じゃないです
か。だから、この法案は、そういう点でいうと、
環境庁が公式に示しておいた見解、しかもそれは
事実及び事柄の性質上密着した身近な人、身近な
機関と言っておったことからはいへば、まるきり
逆のことが、いま自民党から提案されてきておる
わけです。これは、本当に促進するということのじ
やなくて、別の意図、切り捨てのためのものじゃ
ないか。だって、百八十度、あるいは二百七十度と
いってもいいですが、転換をしてここにきてお
る。というのが今度の自民党案だと思ひるのであ
ります。

時いまでも全く変わっていないと私は思ひます。
ただ、昨年の環境庁の通知というのは、一般論と
して申し上げたというよりは、むしろその前段階
で、県知事から環境庁長官に対して意見書が提出
されております。その内容は、現在、熊本県が機
関委任事務として行っておりますところのこの認
定審査に係る業務を、県はもう御免だ、とてもや
りかね、そういう意味で、国にもう一切返上を
したいという趣旨の意見書が提出されました。そ
れに対する回答として、いまのような三つの内容を
持つ回答がなされたわけでありませぬ。

へ持つてくるのかと。適当とは考えがたいとい
ふに公式に言っておった。環境行政の基本的な
立場から言つてこうだということと言つてはいるの
でしょう。それと違う方向へ持つてくるパイパス
というのは、これはパイパスに乗つたら目的地へ
行かぬでほかのところへ行つてしまふわけです。
パイパスに似ておつて、実は横道それ道である、
有害なそれ道であるというふうな思ひます。な
ぜかと言へば、臨時審査会で認定却下をするとい
う場合に、今度はほかの構成メンバーの判断によ
つてそれを覆すということではできない仕組みにな
つていきます。一回きりなんですね。現在の新法で
いけば、県知事がやつた、それが今度不服審査
会の方へ来て破棄されておるといひますか、審査
請求認容の方が審査請求却下よりも多いという事
態がいま起こつていますね。再度やれば、専門家
が、しかも国会人事で最高の人として任命されて
いるところは、さすがに認定の棄却に対してそれ
はだめだという結論を出している方が棄却のとお
りです。よるしいという結論を出しているという数字が
はつきり出ているわけですから。ところが今度こ
の臨時審査会に出したら、この臨時審査会が出し
た結論、それを、審査会自身が変える場合は別で
すけれども、審査会以外ところが変えるという
ことはあり得ないわけですね。そういう仕組みに
なつていくわけですね。これじゃ一回きりの切り捨
て御免ということになるじゃありませんか。やっ
てはいかぬ原則の方向へ持つてきておいて、しか
も一回きりで切れ捨てる。だから、これは切り捨
て促進法だとわれわれは言わざるを得なくなるわ
けです。その点は、制度として、この審査会以外
の結論によつて審査会の結論を覆すということ
はできないような仕組みになつておるけれども、そ
うじゃございませぬか。制度自体について言つて
ください。

○福島議員 いま御質問の中にありました、新法
の場合においては県知事に異議申し立てをして、
さらに環境庁長官、そして不服審査委員会の判断
を仰ぐという意味で、いわば二段階であることは

御指摘のとおりであります。しかし、この新法を引用して、新法が二遍になっておる、そして今回

は一回限りになっておる、大変アンバランスではないかという御指摘でございますけれども、今回の場合には旧法適用者に限った問題の処理をお願いしては、従来とも上級庁がないときには原処分庁に對する異議申し立てをするということにおいて一

〇東中委員 この間からの論議に私も参加しておりますから、非常に簡単な説明はされましたけれども、一番中心になった問題というのは、あれは努力規定では、結局はこの臨時審査会がみずから変えるということにならなければ変わらないのだ、これは努力規定じゃなくて義務規定にすれば、再度の實質上の結論、要するに取消しをほかの人の意見でやるということがあり得る、そういうふう

っているのだということをここで認めてください。

〇福島議員 御指摘のように、本問題について終始大変熱心な御議論があった結果、東中委員御承知のように、努力規定にいたしましたわけであり、それは、この臨時措置法によって従来の行政不服の救済に對する基本的な原則というものをまげ

〇久保委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

水俣病の認定業務の促進に關する臨時措置法案に對する修正案

〇島本委員 私は、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブを代表いたしましたし、ただいま議題となっており、水俣病の認定業務の促進に關する臨時措置法案に對する修正案について、その趣旨を御説明申し上げます。

〇久保委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終了いたしました。

また、原案に對する修正案につきましては、政府といたしましてはやむを得ない考えであるとの意見でございます。

〇久保委員長 これより原案及び修正案について討論に入ります。

〇古寺委員 私は、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブを代表して、水俣病の認定業務の促進に關する臨時措置法案及びその修正案に賛成する態度を表明するものであります。

し、また臨時水俣病認定審査会の委員は「水俣病に係る医学に關し高度の学識と豊富な経験を有する者」のうちから任命することに改め、さらに環境庁長官が異議申し立ての審理をする場合においては「公害健康被害補償不服審査会の委員」及び当該「患者の主治の医師の鑑定を求め、これを尊重するよう努めなければならぬ」旨の条文を加えました。これにより、患者救済の趣旨が加味され、患者の信頼を回復する上で前進を見ましたので、本法律案は認定業務の促進及び患者の救済を図る見地から、現実的かつ妥当な方法であると考へ、これに賛成する次第であります。

○久保委員長 次に、東中光雄君。

○東中委員 私は日本共産党・革新共同を代表して、原案及び修正案に対し反対の討論を行います。

原案は、県が行う認定審査と並行して、国でもそれを行おうとするものですが、これは認定促進に名をかりた患者切り捨て促進策であることは明らかであります。

その理由は、第一に、これが従来の認定基準の改悪である環境庁事務次官通知とセットされている点であります。政府は、本通知はいわゆる「疑わしきは認定」せよという旧事務次官通知と同趣旨であると答弁していますが、すでに旧事務次官通知の趣旨が大きく失われている認定の実態からするならば、このような答弁が何ら今回の次官通知を正当化するものでないことは明らかであります。

第二に、これは患者と審査会を分離し、その信頼関係を一削し、ひいては患者の声の反映しない認定審査とならざるを得ないという点であります。

第三に、この、国でも認定審査を行うという措置は、閣議においても了承されたものですが、これは当の政府自身が一年前に、国の認定業務は不適当であると述べていた態度を百八十度覆すものであり、認定業務は、政府も述べていたとおり、あくまで住民に最も近い立場にある、そして患者

の声を最もよく反映することが出来る自治体が行うべきものであります。

第四に、本制度の対象は旧法時代の申請者に限られた措置ではあるものの、これは認定業務は自治体の事務であるという本制度の大原則を崩すものであり、いまなお増加しつつある申請の滞留を見るならば、今後この対象が拡大されないという保証はない。一層の患者切り捨てに道を開くことになりかねません。

真の認定促進、患者救済の道は、新事務次官通知を撤回して、現在の認定基準を事実上失われている旧事務次官通知の趣旨に沿ったものとするとともに、自治体の常駐検診医の確保、審査会の二班制を行うこと以外にありません。これは、政府がそのための手だてをとる意思さえあれば、先ほども申し上げましたように、現行法下で十分できることであります。

自民党は、本制度をつくらなければチソウ救済の県債の発行ができないなどと主張していますけれども、本来これは全く異なる性質の問題であるとともに、熊本県知事自身もこのことは県議会で確認していることでもあります。ことさらこれを強調することは、県債発行と患者の切り捨てで、二重に加害企業であるチソウを喜ばせることになるのであります。

修正案は、異議申し立てという本制度の部分的問題についての、しかも単なる努力規定であり、あわせて現在の厳しく制限された認定基準を見るならば、以上のような私たちの反対理由を何ら変更する必要のあるものではありません。

水俣病正式発見以来二十二年、いままなお苦しむ続ける患者の切実な願いを踏みにじって、あまつさえ患者不在のまま患者切り捨て策を強行しようとするのに対して、私は心からの怒りを感じるのであります。このことを表明しまして、反対討論を終わります。

○久保委員長 以上で討論は終局いたしました。

○久保委員長 これより水俣病の認定業務の促進に關する臨時措置法案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、島本虎三君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久保委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久保委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○久保委員長 この際、ただいま修正議決されました本案に対し、馬場昇君、古寺宏君、中井治君及び工藤晃君より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。馬場昇君。

○馬場昇委員 私は、ただいま議決されました水俣病の認定業務の促進に關する臨時措置法案に対する附帯決議につき、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブを代表いたしまして、その趣旨を御説明いたします。

附帯決議の案文はお手元に配付してありますので、その朗読は省略させていただきます。

本附帯決議は、水俣病の認定業務の処理の状況にかんがみ、本法の施行に当たり、政府において特に措置すべきところを明らかにし、遺憾なきを期せうとするものであります。

以下、附帯決議の内容につきまして、簡単に申し上げます。

まず第一に、臨時審査会は、水俣病患者が一人でも見落とされることのないように、全部が正しく救われるような精神ののっとりて審査を行うこと

とについてであります。これは、かつて大石環境庁長官が当委員会で発言した趣旨ののっとりて、患者の救済に万遺憾なきを期せうとするものであります。

第二に、臨時審査会委員の任命に当たっては、患者の信頼を失うことのないよう十分に配慮することとしたものであります。

第三に、臨時審査会は、市の認定審査会と並列的なものであり上級のなものでない趣旨でその運営を図ることとするものであります。

第四に、本法の異議申し立ての審理に当たっては、不服審査会委員及び主治医の意見を十分尊重し、患者救済の趣旨を徹底しようとするものであります。

第五に、昭和五十一年十二月十五日の熊本地裁判決にかんがみ、認定業務の不作違法状態を速やかに解消する措置を講ずるとともに、認定業務について、患者との信頼回復に努めることとしたものであります。

第六に、現在の認定業務の著しい遅滞を解消するため、国及び地方公共団体は、水俣病の検診業務に従事する常駐医の拡充強化等認定業務の促進のために諸般の施策を講ずることとしたものであります。

第七に、さらに今後の問題として、認定業務については、各県、市認定審査会、当該地方公共団体の長、患者代表の意見を十分に聴取し、一層改善しようとするものであります。

第八に、認定申請中に死亡した者に対して、法の救済の精神を尊重し、単なる患者の切り捨てにならないよう今後とも配慮の手段を見出すべく努力しようとするものであります。

以上をもって、趣旨の説明を終わります。何とぞ、御賛成を賜りますようお願いを申し上げます。

水俣病の認定業務の促進に關する臨時措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、臨時審査会は、水俣病患者が一人でも見落されることのないように、全部が正しく救われるような精神にのっとりて審査を行うこと。

二、臨時審査会委員の任命にあたっては、患者の信頼を得るよう十分に配慮すること。

三、臨時審査会は、県、市の認定審査会と並列的なものであり、従つて、そのような趣旨の運営を図ること。

四、本法の異議申立てについて、環境庁長官は、不服審査会委員及び主治医の意見を十分尊重すること。

五、認定業務の不作為違法状態を速やかに解消する措置を講ずるとともに、認定業務について、患者との信頼回復に努めること。

六、国及び地方公共団体は、水俣病の検診業務に従事する常駐医の拡充強化等認定業務の促進のために、諸般の施策を講ずること。

七、認定業務について、各県、市認定審査会、当該地方公共団体の長、患者代表の意見を十分に聴取し、今後とも一層改善に努めること。

八、昭和五十三年七月三日付、環境事務次官通知「水俣病の認定に係る業務の促進について」のうち、4. 処分にあたつて留意すべき事項(2)の「所要の処分を行うこと」の対象となる者に対しては、法の救済の精神を尊重し、単なる患者の切捨てにならないよう、今後とも配慮の手段を見出すべく努力すること。

○久保委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○久保委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、山田環

境庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。山田環境庁長官。

○山田国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨を体しまして努力いたします。

○久保委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久保委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○久保委員長 ただいま島本虎三君、古寺宏君及び中井治君より、水俣病問題総合調査に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。古寺宏君。

○古寺委員 私は、日本社会党、公明党・国民会議、民社党を代表いたしまして、本動議について御説明を申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

水俣病問題総合調査に関する件(案)

水俣病は事実判明後、二十二年を経た今日においても医学的病像さえも、今なお未解明であり、被害の全体像及びそれが及ぼした影響等について、実態が明らかでない。

水俣病問題解決の遅滞をなくし、住民の健康が守られ、環境が改善され、豊かな社会生活がいとまれるための、完全な水俣病対策を樹立するには、基礎となるべき水俣病問題の総合調査を行う必要がある。

世界最大の水汚染公害の実態と影響を正しく

総合的に把握するためには、総合調査のための行政措置、立法措置の検討が必要であると考え

よつて、左記事項を検討し、特別立法化を含め、速やかに成案を得るよう努めるものとす

る。

記

一、水俣病の健康被害、漁業被害及び環境破壊等、医学的、生物学的調査及び各分野への影響等について

二、調査計画について、住民特に被害者代表の意見を十分反映させる方法について

三、調査計画及び実施について、国と地方自治体の役割分担について

四、調査の工場、事業場等への立入検査等について

五、調査経過、調査内容の報告等について

六、調査費用について

七、調査期間について

八、その他必要な事項について

右決議する。

以上であります。本決議案の趣旨につきまして、案文のうちに尽くされておりますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○久保委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

ただいまの島本虎三君外二名提出の動議のごとく、水俣病問題総合調査に関する件を本委員会の決議とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久保委員長 起立総員。よつて、さよう決しました。なお、本決議の参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久保委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、明二十日金曜日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案に対する修正案

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案の一部を次のように修正する。

第一条中「この法律は」の下に「、水俣病にかつた者の迅速かつ公正確実な救済のため」を加える。

第四条第三項中「医学に關し學識経験を有する者」を「水俣病に係る医学に關し高度の學識と豊富な経験を有する者」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(異議申立ての場合における鑑定)

第六条 環境庁長官は、第二条第二項の規定による認定に關する処分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に基づき異議申立ての審理をする場合においては、同法第四十八条において準用する同法第二十七条の規定による公害健康被害補償不服審査会の委員及び当該異議申立てに係る患者の主治の医師(患者が死亡した場合にあつては、当該死亡した患者の主治の医師であつた者)の鑑定を求め、これを尊重するよう努めなければならない。

本修正の結果必要とする経費としては、平年度約二百万円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費

昭和五十三年十月二十七日印刷

昭和五十三年十月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D